

# 地方財政審議会付議（説明）案件

令和3年11月2日（火）

（案件名）

- ・ 災害時の地方公務員の被災地への応援派遣について（説明案件）

自治行政局公務員部公務員課応援派遣室

外圍補佐（内27002）

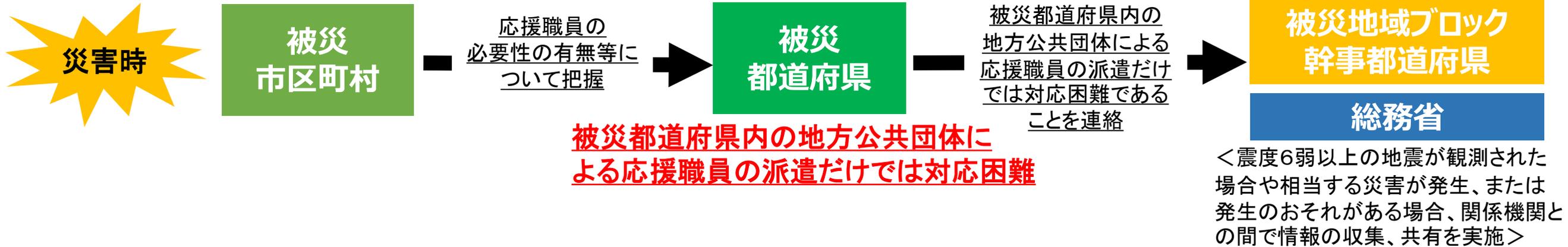
# 大規模災害時の地方公共団体からの応援職員の派遣について

- 被災団体のニーズに応じ、発災直後の「短期派遣」と復旧・復興段階の「中長期派遣」を実施
- 災害時に地方公共団体間で職員の応援派遣を行う仕組みを構築
- 全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会と連携して派遣

	短期派遣 (応急対策職員派遣制度)	中長期派遣 (復旧・復興支援技術職員派遣制度等)
被災自治体での支援業務	発災直後の災害応急業務 (避難所の運営・罹災証明書の交付等)	復旧・復興業務 (災害復旧事業に係る設計・施工管理等)
求められる役割	災害マネジメント支援・マンパワー	専門知識・技術
時期(目安)	発災後1～2か月程度	発災後3か月以降
職員の主な派遣期間	1週間程度で交代	通常は1年単位
派遣の形態	職務命令による公務出張	地方自治法に基づく職員派遣
費用負担	一般的には派遣元自治体	派遣先自治体
財政措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣元自治体が負担をする応援に要する経費(職員の超過勤務手当・活動経費等)について、特別交付税により措置(実績額の8割)</li> <li>・被災自治体へ派遣される職員の装備(安全装備、寝具、情報通信機器等)に要する経費について、普通交付税により措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣先自治体が負担をする受入れに要する経費(給与・各種手当等)について、特別交付税により措置(実績額の8割、震災復興特別交付税は10割)</li> <li>・復旧・復興支援技術職員派遣制度においては、一定要件を満たす場合、人件費を普通交付税(市町村は特別交付税)により措置</li> </ul>



# 【応急対策職員派遣制度】支援までの流れ



## 第1段階支援

被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣

- 都道府県又は指定都市を原則として1対1で被災市区町村に割り当て、対口支援団体を決定

### 応援職員確保 現地調整会議

(被災都道府県、被災地域ブロック  
幹事都道府県、全国知事会、  
全国市長会、全国町村会、  
指定都市市長会、総務省)

- 被災市区町村に関する情報収集・共有等

報告

### 応援職員 確保調整本部

(全国知事会、全国市長会、  
全国町村会、指定都市市長会、  
総務省(事務局))

- 情報の収集及び共有
- 総合的な調整及び意思決定

## 第2段階支援

第1段階支援だけでは対応困難

全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣

- 全国の都道府県及び指定都市による追加の応援職員の派遣の調整を実施

原則として、総括支援チームとセットで決定  
都道府県にあつては区域内の市区町村と一体的に支援

## （1）被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）



### 「総括支援チーム」

- ① **役割** 被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援  
被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携など

- ② **構成** 災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数名で構成するチーム
- ・災害マネジメント総括支援員：災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職等の経験などを有する者
  - ・災害マネジメント支援員：避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者

総括支援チームの活動事例

- 対口支援に先立ち先遣隊として派遣される事例
  - ・被災市区町村の被害状況の把握
  - ・応援職員に依頼する業務及び必要人数の把握
- 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援を行う事例
  - ・応援職員に関する受援体制の確保に関する助言
  - ・災害対応についての首長への助言
  - ・避難所運営、罹災証明書の交付など個別業務に関する助言 等

総括支援チームの構成イメージ

災害マネジメント総括支援員 (GADM) (1名)

災害マネジメント支援員 など災害対応に知見のある者 (1～2名)

連絡調整要員 (1～2名)

## （2）避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援（「対口支援チーム」の派遣）

### 「対口支援チーム」

- ① **役割** 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

- ② **構成** 都道府県又は指定都市を、原則として1対1で被災市区町村に割り当て

- 都道府県は管内市区町村と一体的に支援
- 原則として、総括支援チームとセットで決定



# 最近の応援職員の短期派遣の実績

			総括支援チーム	対口支援チーム	計
			被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援	1対1で被災市区町村を担当 主に避難所運営支援・罹災証明書の発給支援	
令和元年度	8月の前線に伴う大雨	延べ人数	21名	—	21名
		被災自治体数	1町	—	1町
		応援自治体数	2団体	—	2団体
	房総半島台風	延べ人数	308名	3,545名	3,853名
		被災自治体数	9市町	9市町	11市町
		応援自治体数	9団体	16団体	16団体
	東日本台風	延べ人数	573名	9,260名	9,833名
		被災自治体数	10市町	27市町	28市町
		応援自治体数	10団体	34団体	35団体
令和2年度	令和2年7月豪雨	延べ人数	464名	5,903名	6,367名
		被災自治体数	8市町村	8市町村	8市町村
		応援自治体数	10団体	11団体	13団体

# 「南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方に関する検討会中間報告書」の概要

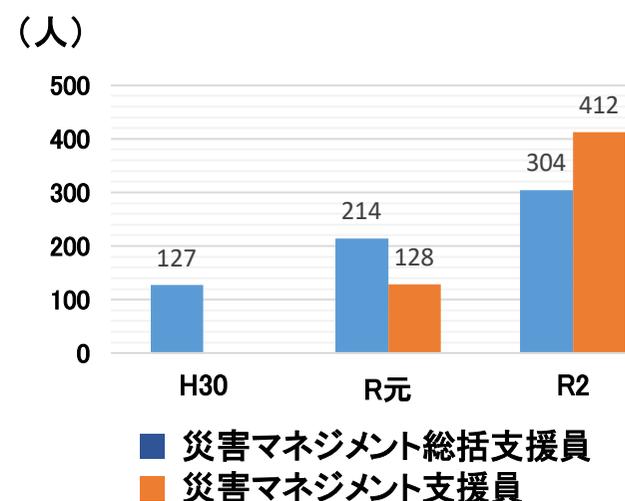
## I. 応急対策職員派遣制度（平成30年3月運用開始）の現状と評価・課題

### 1. 現状

#### (1) 派遣実績

	災害名（被災団体数）	応援団体数	応援人数(延べ)
H30	平成30年7月豪雨（20市町）	29団体	15,033人
	北海道胆振東部地震（3町）	7団体	2,951人
R元	8月大雨（1町）	2団体	21人
	房総半島台風（20市町）	16団体	3,853人
	東日本台風（28市町）	35団体	9,833人
R2	令和2年7月豪雨（8市町村）	13団体	6,367人

#### (2) 災害マネジメント総括支援員等の登録数の推移



災害マネジメント総括支援員等は、総括支援チームとして、被害状況・応援ニーズの確認及び災害マネジメント支援を担い、その重要性が高まっている。

災害マネジメント総括支援員等の登録数は増加傾向。

### 2. 評価・課題

※過去の災害後のアンケート等による。

#### (1) 主な評価

- ・ 総括支援チームから過去の経験に基づく助言を頂き、活動を円滑に行えた。
- ・ マンパワー不足が予想される中、対口支援があるという安心感は、落ち着いて災害対応に当たる拠り所となった。
- ・ 制度による支援がなければ、罹災証明書を迅速に発行できず、避難所の閉鎖も遅れたであろう、と容易に想像できる。

被災団体からは、応援職員に対する感謝と、制度に対する高い評価を頂いている。

#### (2) 主な課題

- ・ 制度の仕組みについて、更なる周知が必要。
- ・ 被災団体の受援体制の整備が必要。
- ・ 災害マネジメント総括支援員等の絶対数が十分ではない。
- ・ 応援ノウハウの文章化、蓄積が進んでいない。

引き続き、制度の周知、受援体制の整備及び災害マネジメント総括支援員等の確保に取り組む必要。  
また、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底も必要。

## Ⅱ. 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方

### 1. 検討課題

〔「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会報告書」（平成29年6月）の指摘〕

南海トラフ地震や首都直下地震などの極めて規模の大きい災害においては、非常に多くの被災市区町村の発生が想定され、必要となる対口支援団体数も多数に上ることが見込まれる。

このような場合に、現実的にどのような対応が可能かについては、被害想定等を前提としつつ、事前に十分な検証を行っておく必要がある。

- (1) 応援ニーズの把握手法 : 甚大な被害による行政機能の停止や通信手段の断絶等から、被災市区町村から応援要請が来ない場合や、被害状況の把握ができない場合が想定される。
- (2) 被災団体の支援方法 : 被災市区町村が多数に及び、総括支援チームが不足する場合や、対口支援団体の全国的な調整の余裕がないなど、速やかな対応が難しい場合が想定される。
- (3) 膨大な応援ニーズへの対応 :
  - ・ ニーズに対応できる応援職員数を確保できないおそれがある。
  - ・ 民間との連携に際し、役割分担の調整等がうまくいかなかったとの事例がある。

### 2. 基本的な考え方

#### (1) 災害マネジメント総括支援員等の増員・活用

##### ① プッシュ型での派遣

- ・ 災害時にプッシュ型で派遣し、被災都道府県から派遣される連絡要員と連携して状況を確認。
- ・ 上記の災害マネジメント総括支援員等のプッシュ型派遣は、被災都道府県内→被災ブロック内→全国の順に調整。

##### ② 増員確保

想定される被災市区町村数に鑑み、当面、1,000人規模の災害マネジメント総括支援員の養成・確保を目指す。

＜参考＞ 当面の災害マネジメント総括支援員確保目標の考え方

- ・ 「南海トラフ地震防災対策推進地域」  
(1都2府26県707市町村)  
うち重点受援県 : 10県 (285市町村)
- ・ 「首都直下地震緊急対策区域」  
(1都9県309市区町村)  
うち受援都道府県 : 4都県 (212市区町村)



重点受援県又は受援都道府県内の市区町村に1週間交代で1か月(4週)間派遣すると、概ね1,000人規模必要。

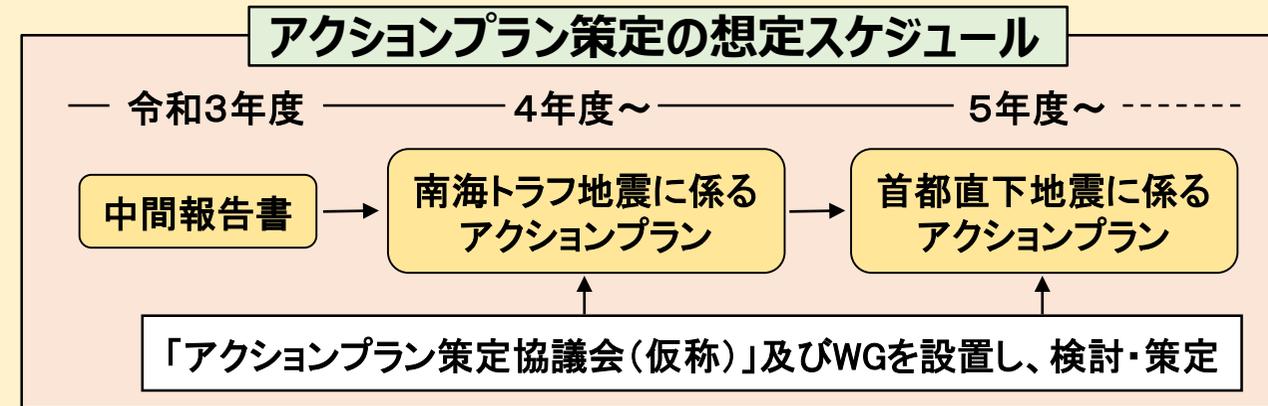
## Ⅱ. 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方

### 2. 基本的な考え方（続き）

#### （2）アクションプランの策定

- ・ 南海トラフ地震及び首都直下地震を対象にアクションプランを策定し、あらかじめ、応援－受援の対応を決めておく。
- ・ 具体の組合せや、既存の災害時相互応援協定等との関係（※）についてはアクションプラン策定時に検討。

※既存の応援協定等の存在を前提とするが、応援体制に著しい偏りが見られる場合には調整



#### （3）応援側の体制

- ・ 応援県等が県（市）応援隊を編成し、複数の総括支援チーム及び対口支援チームにより、複数の被災市区町村を支援する。
- ・ 現地活動本部を設置し、自県等の応援隊の運用や支援チームの後方支援を行う。

#### （5）民間との連携

- ・ 避難所の運営等、行政の役割とされる業務の一部民間委託も、応援ニーズ適正化の観点からは有効。
- ・ NPO・ボランティア等と情報を共有できる体制を構築する。
- ・ 災害マネジメント総括支援員等に対し、NPO・ボランティア等に関する研修を実施する。

#### （4）受援側の体制

- ・ 被災都道府県に外部からの応援の調整等を行うチームを設け、関係団体及び応援県等の連絡要員等で構成する「現地調整会議」を設置する（会議の実務を応援県等が担うことも想定）。
- ・ 被災市区町村は、応援団体に優先して支援してもらう業務を業務継続計画や受援計画等であらかじめ定めておく。

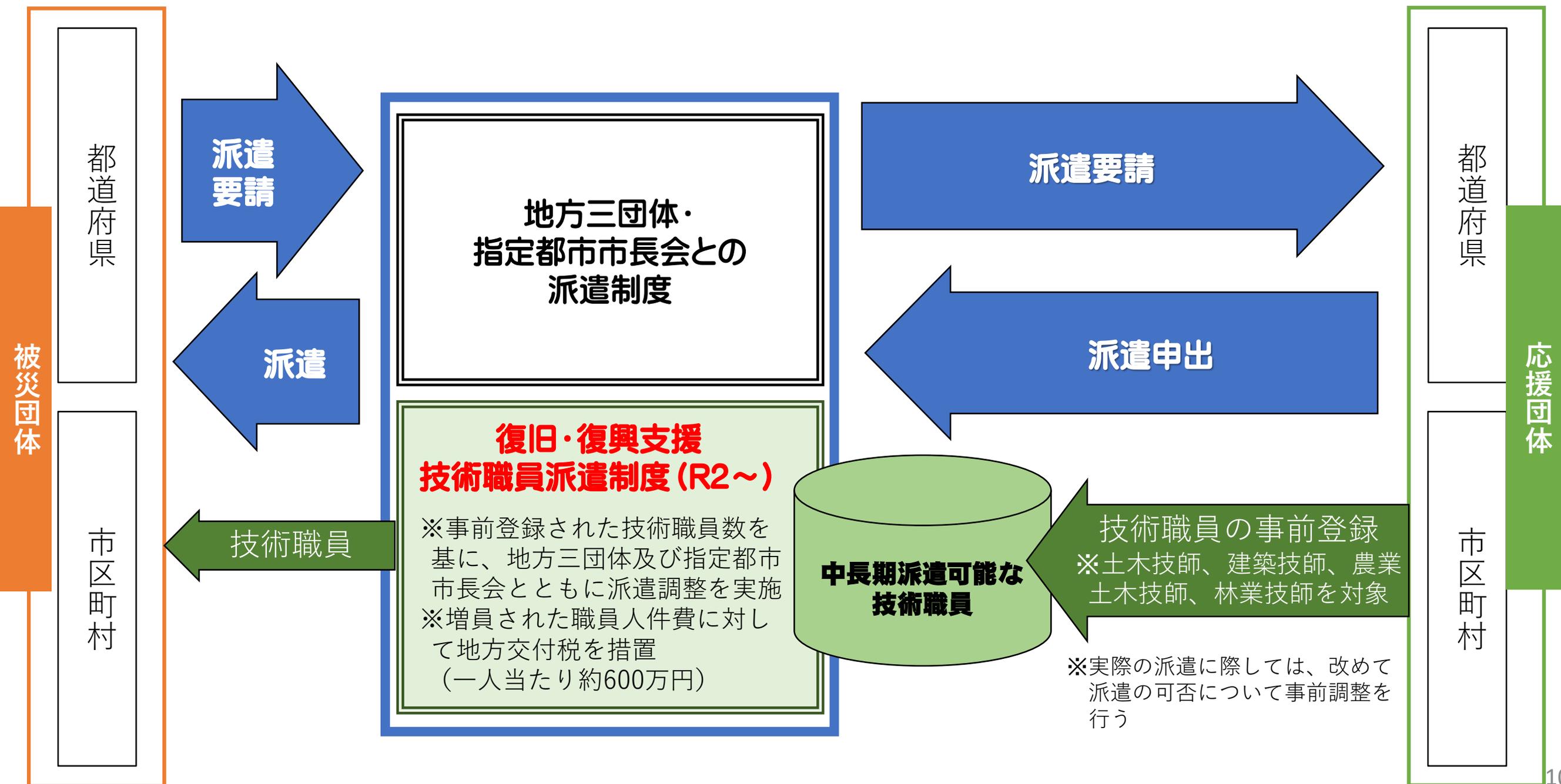
#### （6）その他

全国から派遣される応援職員に対する、応急対策業務に従事する際の手順や心構え等をまとめた研修教材や対応事例集を国が主体となり作成する。

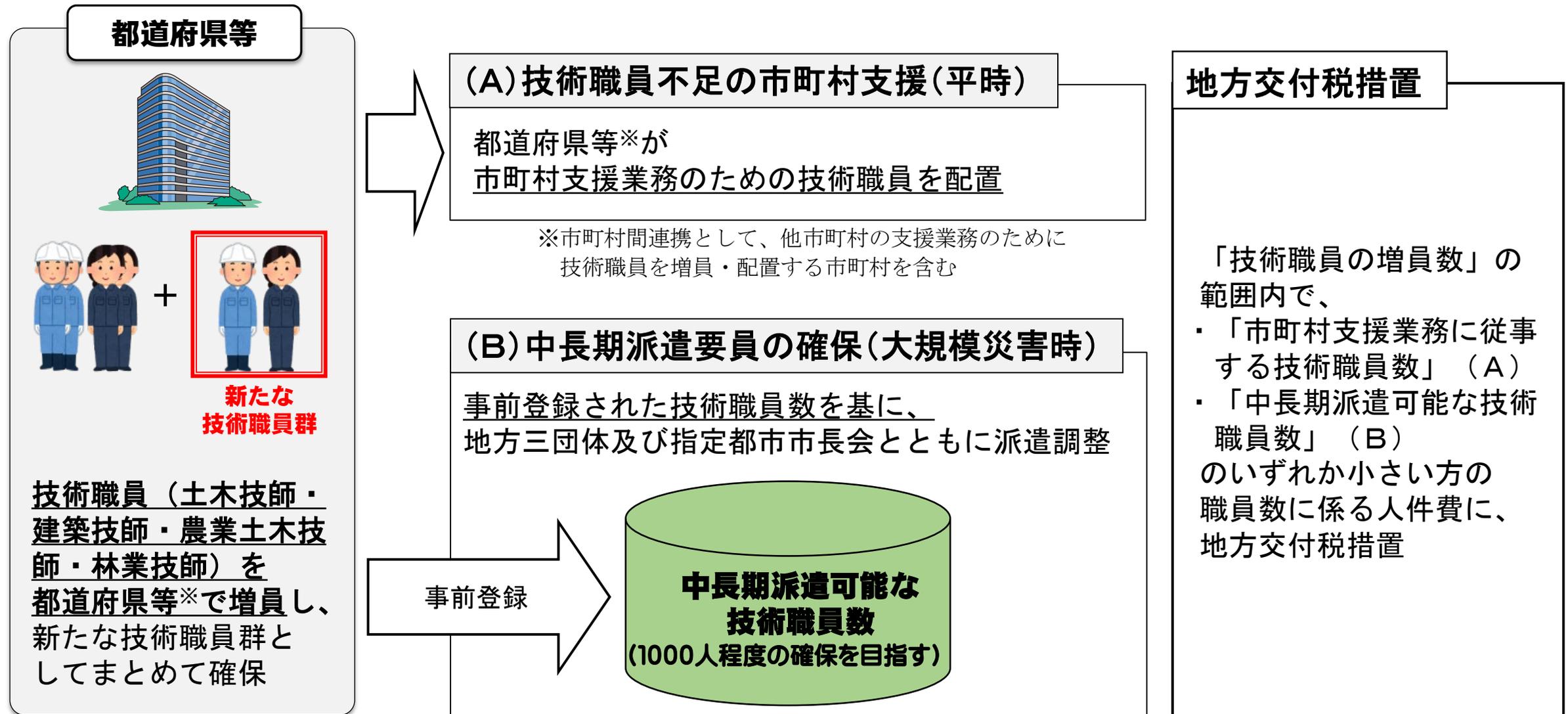


# 被災地方公共団体に対する中長期の応援職員派遣制度

- 大規模災害からの復旧・復興に必要な中長期の応援派遣については、地方三団体（全国知事会・全国市長会・全国町村会）及び指定都市市長会の協力を得て運用。
- 令和2年度に、特にニーズの高い技術職員の確保のため、全国の都道府県等において技術職員（土木技師・建築技師・農業土木技師・林業技師を対象）を増員し、あらかじめ中長期派遣可能な技術職員数を登録しておいた上で派遣を行う「復旧・復興支援 技術職員派遣制度」を構築。



# 復旧・復興支援 技術職員派遣制度 地方交付税措置の仕組み



# 市町村支援業務について

## 市町村支援業務の事例

岐阜県 下記のとおり、市町村の相談支援業務を実施

職種	所属	市町村支援内容
土木	道路維持課 都市整備課	市町村道整備事業の相談支援 市街地整備事業等の相談支援
建築	住宅課	空家対策の相談支援 <R3拡充>
農業土木	農林事務所	団体営農業農村整備事業の相談支援 農業用ため池保全の相談支援 <R3拡充>
林業	農林事務所 治山課 森林文化アカデミー	森林経営管理制度等の相談支援 山地防災対策の地形データ解析 <R3拡充> 山地災害対策の研修等 <R3拡充>

広島県 農林水産事務所に技術支援班を設置し、団体営農業農村整備事業、災害復旧事業等の技術支援を実施

長野県 建設事務所に技術専門員を配置し、市町村事業（災害復旧含む）の技術的支援を実施

奈良県 市町村管理の橋梁点検や長寿命化計画の策定、修繕事業（設計・工事）を県が受託メンテナンス業務の促進と市町村職員の技術力の向上を図るために、市町村職員が、県職員と一緒に、市町村の修繕が進んでいない橋梁について、修繕設計業務及び修繕工事を実施

# 「復旧・復興技術職員派遣制度」に係る地方公共団体からの主な質問

**問** 災害が起きた際には、平時に市町村支援を行っている職員を中長期派遣要員として派遣しなければならないのか。

**答** 実際に派遣される職員は、平時に市町村支援を行っている職員でなくともよい。

**解説** 復旧・復興支援技術職員派遣制度においては、平時に市町村支援を行う職員の人数を、その人件費に対する地方交付税措置の要件及び算定基礎としているが、派遣要員として登録されている人数は、あくまで枠としての数値であり、職員個人まで特定する必要はなく、市町村支援業務に充実する職員と同一の職員である必要はない。

**問** 平時の市町村支援業務は、どのようなものがあるのか。

**答** 市町村の公共工事や公共施設等の点検・補修等の円滑かつ効率的な実施に資するために行う市町村に対する支援をいう。

**解説** 具体的には、市町村の公共工事の発注関係事務（調査・設計、入札、工事施工、施工状況の確認等）の支援、市町村の公共施設等の点検・補修等に係る業務の支援、市町村に対する建設技術に関する助言、研修又は情報提供等が挙げられる。どのような業務を行うかは、関係市町村の現状や要望などを踏まえて、それぞれの都道府県等においてご判断いただくことになる。なお、「市町村支援を行っている職員」とは、当該職員の主な所掌事務が市町村支援業務であればよく、都道府県事業に係る業務などその他の事務を一部所掌することも可能である。

**問** 中長期派遣要員として事前に登録した職員は、災害が起きた際には、要請されれば必ず派遣しなければならないのか。

**答** 派遣される前に、派遣が可能かどうかの調整を行う。

**解説** 中長期派遣要員として事前に登録したことで、被災地からの要請に基づき必ず派遣しなければならないものではなく、派遣が可能かどうかについて、総務省、地方三団体及び指定都市市長会とが事前に調整を行うこととしている。ただし、派遣することは、平時にはない復旧・復興業務に携わるとともに、他団体の業務の進め方、知らなかった工法等を身につける機会となり、派遣団体にとってもメリットになることも踏まえ、地方公共団体間の“助け合いの精神”に基づき、可能な限り派遣をしていただくよう、お願いしたい。

# 令和2年7月豪雨に係る復旧・復興支援技術職員の派遣状況

- 被害規模が甚大、かつ、技術職員が少ない熊本県内の3市町村に新制度により重点的に派遣（**24名**）
- その他の市町村への支援のため、新制度から、熊本県に**2名**を派遣し、県を通じた市町村支援体制を強化

▶ **計26名**（市町村24名、都道府県2名）を新制度により派遣を決定

※R3.4.1現在登録者数:207名

団体名	新制度による派遣数
熊本県球磨村	11名
熊本県人吉市	7名
熊本県芦北町	6名
熊本県	2名 ※県内市町村を支援
合計	<u>26名</u>

# 応援職員へのアンケート結果

## ●派遣されることで、自団体へ還元できることや自団体がプラスになると感じたこと（短期）

- ・ 応援派遣したことで、災害対応に対する経験や知識が増えるとともに、自団体における課題が明確になった。
- ・ 経験者、年長者数名と他は若年者で構成することで、若年者が経験を積むことができた。
- ・ 本県は、近年大きな災害がなく被災地の期待に応えることができるか不安もあったが、派遣先の市区町村と一緒に勉強させていただき、ありがたかった。
- ・ 被災地での対応経験は、必ず自団体が被災した場合に生きてくる。

## ●実際に派遣されて良かったこと、経験して得られたこと（中長期）

- ・ 普段経験できない災害発生後の現場経験や設計などの復旧・復興業務を経験できた。
- ・ 派遣先や他の派遣元の考え方や業務の工夫等を知ることができ、見識が広がった。
- ・ 他団体の職員等と情報交換をしたり、一緒に業務を行ったりすることで他団体とのネットワークができた。
- ・ （都道府県職員が）普段経験できない市町村職員の立場で仕事をするすることで、市町村からの目線や住民に近い立場での仕事などの貴重な経験をすることができた。

## ●派遣されることで、自団体へ還元できることや自団体がプラスになると感じたこと（中長期）

- ・ 災害直後から復旧・復興業務に携わることができ、どのような方法や方向で対応するかなどのノウハウや経験を持ち帰り、自団体へ還元することができる。
- ・ 被災団体や他の派遣団体との繋がりができる。
- ・ 災害対応以外の通常業務の進め方や各種要領要綱、マニュアル等で自団体との違いがあり、出身団体の業務の進め方等のブラッシュアップの参考になる。

# 応急対策職員派遣制度等による職員派遣の要請について

地方公共団体  
への依頼資料

災害時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる

応急対応期（発災後1～2か月程度）

- ・ 災害対策本部運営
- ・ 避難所運営
- ・ 罹災証明書交付業務
- ・ 災害廃棄物の処理 等

復旧・復興期（発災後3か月以降）

- ・ 仮設住宅の設置
- ・ 災害査定
- ・ 設計書作成
- ・ 工事発注 等

- ・ 被災市区町村自らの体制だけで膨大な災害対応業務を行うことは困難であり、応援の要請が必要
- ・ 応援職員との適切な役割分担を行い、当該市区町村職員でなければできない業務に集中して行政機能の回復に努めることも重要

**災害時には、躊躇なく応急対策職員派遣制度、復旧・復興支援技術職員派遣制度等による応援職員の派遣要請を！ → 要請先：各都道府県担当課**

近年の災害において、受援体制が不十分であるため、応援職員等の力を十分に活かすことができなかった事例が見られる。

- ・ 応援の要請方法が分からない、必要な応援職員数の見積りができないなどから、応援要請が遅れた事例
- ・ 受援の担当者が選定されていないために応援側が被災市町村の誰と調整をすればよいか分からず混乱した事例 など

各地方公共団体の受援計画に、本制度を含む応援職員の派遣調整等を位置付けていただき、受入れ体制の整備をお願いします。

《受援計画へ位置付ける内容》

- ・ 受援担当者
- ・ 関係機関の連絡先
- ・ 応援職員の執務スペース
- ・ 応援職員の要請人数の考え方 等

※「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和3年6月 内閣府（防災））参照

- 都道府県のほか、指定都市、中核市等市町村においても中長期派遣可能な技術職員の積極的な登録と、災害時の応援派遣をお願いします。

- ・ 地方公共団体相互間の「助け合いの精神」に基づき、登録をお願いします。
- ・ 熊本に派遣されている職員のアンケートにもあるとおり、制度の活用は、派遣された職員に加え、派遣した団体にもメリットがあると考えます。
- ・ 地方交付税措置の要件を満たさなくても中長期派遣可能な技術職員の登録は可能です。
- ・ 中長期派遣可能な技術職員の登録をした場合、実際の派遣に際しては、改めて派遣の可否について事前調整を行います。